

平成26年 第8回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月19日 開会

美 瑛 町 議 会

平成26年第8回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成26年第8回美瑛町議会定例会

平成26年12月19日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 4 議案第 3 号 美瑛町地域人材育成研修交流センター条例の制定について
- 第 5 議案第 6 号 美瑛の美しい景観を守り育てる条例の全部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 4 号 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 号 美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 平成26年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 9 議案第 8 号 平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について
- 第10 議案第 9 号 平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第11 議案第10号 平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第12 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 議案第12号 請負契約の締結について
- 第14 議案第13号 美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第15 報告第 1 号 専決処分について
- 第16 報告第 2 号 専決処分について
- 第17 報告第 3 号 専決処分について
- 第18 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴	観	議員
4番	杉	山	勝	雄	議員
5番	齊	藤	幸	一	議員
6番	山	家	慶	治	議員
7番	花	輪	政	輝	議員
8番	八	木	幹	男	議員
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩	幸	議員
12番	濱	田	洋	一	議員
13番	沼	田	成	功	議員
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町長	浜田哲君
副町長	塚田聡仁君
会計管理者	佐藤剛敏君
総務課長	石井典夫君
政策調整課長	鈴木貴久君
税務課長	太田茂夫君
住民生活課長	山田厚誠君
保健福祉課長	藤原悟君
保健センター所長	中島二郎君
保健福祉課参事	田中繁美君
経済文化振興課長	武井一真君
文化スポーツ推進室長	嵯城和彦君
農林課長	大西能正君
建設水道課長	三田村尚樹君
水道整備室長	今野聖貴君
町立病院事務局長	古本彰君
総務課長補佐	新村猛君
総務課財政係長	竹本匡志君
教育委員長	大西宣充君
教育長	千葉茂美君
管理課長	宮崎敏行君
図書館長	野崎千恵君
農業委員会会長	川崎章道君
農業委員会事務局長	東本浩昭君
代表監査委員	有富武君
監査事務長	今滝毅君

○書記

事務局 長 後 路 宜 伸 君  
係 長 高 島 和 浩 君

---

開議挨拶

---

○議長（齊藤 正議員） おはようございます。心配しておりました爆弾低気圧もですね大過なく過ぎたようでありますし、本年度最後の定例会、安心をしながら進めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

---

開議宣告

---

○議長（齊藤 正議員） 本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は14人であります。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、2番森平真也議員と11番角和浩幸議員を指名します。

---

日程第2 議案第1号 美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定  
について

日程第3 議案第2号 美瑛町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定についての件、日程第3、議案第2号、美瑛町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第1号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、藤原保健福祉課長。

（保健福祉課長 藤原 悟君 登壇）

○保健福祉課長（藤原 悟君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の1頁から17頁になります。資料につきましては1頁から5頁になり

ます。平成27年度から始まる子ども子育て新制度におきまして、市町村の認定を受けた特定教育、保育施設において子どもが教育、保育を受けた場合、保護者が特定教育、保育に支払うべき額を施設型給付費として施設が受け取ることができることとされました。このことに伴い、特定教育、保育施設の設置者は、国が定めた基準を踏まえ町が定める条例により運営しなければならないことから、新たに美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。最初に議案を朗読し、そのあと条例の制定の目的及び規程の内容などの説明をします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは資料によりご説明を申し上げますので、資料の1頁をお開きください。本条例は、第1条の目的から第35条までで構成されております。

第1条では、本条例の制定趣旨を規定しており、子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものであります。

第2条では、該当する施設の定義を定めております。

第3条及び第4条では、一般原則として利用定員について規定をしております。

第5条から資料の2頁になりますが第9条につきましては、利用開始に伴う基準を定めております。

第10条から資料の3頁目の第14条までは、教育、保育の提供に関する基準を規定しております。

第15条につきましては、管理、運営に関する基準を定めております。

第16条は、保護者への相談及び園児について定めております。

第17条は緊急時の対応、第18条は給付について町への通知義務について定めております。

第19条から資料の4頁目になりますが第34条までは、施設の管理、運営に関する基準を規定しております。

第35条では、規則への委任を規定しております。

資料の5頁目になります。附則の第1条は、施行期日を定めております。

附則の第2条では、経過措置を規定しております。

以上で資料の説明を終わりました。議案集の16頁の方にお戻りください。16頁の中段くらいになります。附則、施行期日、第1条、この条例は法の施行の日から施行する。

第2条の朗読は省略させていただきます。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) はい、課長そのまま。

次に、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） 引き続きまして、議案第2号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集の18頁から25頁になります。資料につきましては6頁から8頁になります。子育て関連3法により改正されました児童福祉法では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する事項を条例で定めなければならないこととされたことから、新たに美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

最初に議案を朗読させていただき、そのあと条例の制定の目的及び規定内容などの説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは資料のご説明を申し上げますので、資料の6頁をお開きください。本条例であります、第1条の趣旨から第22条までで構成されております。

第1条では、本条例の制定趣旨を規定しております。

第2条から第4条までは、最低基準に関するものを規定しております。

第5条は、一般原則を定めております。

第6条では、非常災害対策について定めております。

7頁になります。第7条及び第8条では、職員の要件と職員の資質の向上について規定しております。

第9条につきましては、設備に関する基準を規定しております。

第10条は、職員の配置基準について規定をしております。

第11条から第21条までは、施設の管理、運営に関する基準を規定しております。

8頁目になります。第22条は、規則への委任を規定しております。

附則の第1条は、施行期日を定めております。

附則の第2条は、職員に関する経過措置を定めております。

附則の第3条は、面積基準等についての経過措置を定めております。

以上で資料の説明を終わります、議案集の24頁にお戻りください。24頁の下から4行目です。附則、施行期日、第1条、この条例は子ども子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成20年法律第67号の施行の日から施行する。

第2条以下の朗読は省略させていただきます。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これで議案第1号及び議案第2号の2案件について、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。初めに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。



質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に、議案第1号についての総括質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

(7番 花輪政輝議員 登壇)

○7番(花輪政輝議員) 皆さんおはようございます。本件、議案第1号の美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして伺いたい。この新しい条例の基本的な考え方などにつきまして伺いたいと存じます。ただ今議案第1号の条例制定の趣旨について伺いました。平成25年8月、並びに平成26年5月に成立いたしました子供子育て支援関連3法に基づいた新たな子育ての多様なニーズに対応するための法の整理が行われまして、重要な改正のポイントがいくつかあるんですが、1点目はですね子供の定員ですね。定員が20人以上の幼稚園、保育所、新たな認定こども園の制度でございますが、もう1点は20人未満、1人から19人までを預かる、要するにですねそうした施設、法律では地域型保育事業と銘打たれております。法第46条にその法律が明記されてございまして、この特定地域型保育事業は、新たに市町村が国の基準に基づいて条例を定めて認可をするということになってございます。そういう訳で、ほとんど現在までにインターネットなどでですね公開されている各地方自治体のこの条例を調べてみますと、本町もこの特定教育、保育施設とともにですね今申しあげました特定地域型保育事業の運営に関する条例も同時に制定されているわけでございます。しかしながら、本町の本件条例には20人未満の保育を進めるための条例が定まらない状態であり、どのような事由でもって本件条例には20人未満の保育を促す小規模の、法の上ではこうした小規模な保育につきましては、家庭的な保育事業とか小規模保育事業とか居宅訪問型保育事業とか、あるいは事業所内の保育事業などと規定をされている次第でございますので、本町があえてそうした保育に関する条例を定めないのであればそれなりの理由があるんだろうと思いますので、その点につきまして伺いたいと存じます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 皆さんおはようございます。昨日からということで議会、今日は2日目、皆さん方には議案の審議等よろしくお願いを申し上げます。ただ今花輪議員さんの方から条例の制定に関する総括質疑をいただきました。総括質疑ということで条例の考え方、方針等について私のから答弁をさせていただきます。今回、議員ご指摘のとおりでございますけれども、国の法律等の制定により子供たちを国がしっかりと育てていこうと、また環境を整備していこうという

ことで法律をつくられているということで、町村にもそういう法律に基づく条例を制定して、そして事業を実施する方向を進めなさいということでもあります。今回の条例制定においては、抜けている部分があるんじゃないかということでのご質問でありますけども、基本的な考え方を述べさせていただきますが、町といたしましては今花輪議員のご指摘の特定の部分についての保育の部分について町が何か町の方でそういうものを認めないとか、そういった方向ではないということはお理解いただきたいと思います。ただ、今の段階で国の方でいろんな各地の状況等、都会やらそれからいろんな地方での状況等を鑑みながら法律を制定し、こういったひな形で条例をとということでもありますけども、国の方でそういった方向を定めたものを全て私どもで条例化しますと、提供できないサービスまで条例化することになってしまいます。つまり、今美瑛町では提供できないサービスをこの条例で制定してですね、そして運用しますと言っても、住民の方々は条例を見るとあるのに実際に事業をする部分がない。また、町側でも今の保育環境を見据えながら町とすることができる適切な保育環境を整備しようということを進めてますんで、空の条例を制定することになります。いろんな考え方あると思いますけども、国が何かひな形を作ったからそれを地域が全部やっていると、国はですね全国を見てますからあれもこれもということになると思いますけども、地方はそれを全て何か架空の物までも条例化してしまっって、そして住民の方々にある意味で言えば幻想のようなことになってしまったら大変なこと、責任を果たすことになりませんので、基本的な今の段階ではこのような法律に基づいた条例の制定を提案させていただくことになりました。関係機関にもいろいろ協議をし、また課長の方でもいろいろ精査をしてくれましたというふうに考えています。今後の考え方としましては、当然国の方で定めている子供たちをしっかりと育てていこうという地域づくりは我々にとっても大きな課題でありますから、今後需用等のニーズを十分に把握し、また事業を提供する方等がどのような形でおられるかということも鑑みながら、そういうサービスを提供するような方がおられる、また我々が提供する、またニーズに合わせていろんな対応が必要になってくるということになれば、当然この条例の中に今国の進める方向性を導入していくと、加えていくという形になるという、改正をしていくことになると思いますので、その部分については、今回の提案については今の美瑛町の中で適切と思われる範囲の中で条例化したということをご理解いただきたいと思います。決して国の今進めている方向を何か町は違う方向に進むとか、そういう方向ではないということはお理解いただきたいと思います。以上であります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案第2号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号及び議案第2号の2案件は、総務文教常任委員会へ付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号及び議案第2号の2案件については、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第3号 美瑛町地域人材育成研修交流センター条例の制定について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第4、議案第3号、美瑛町地域人材育成研修交流センター条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、嵯城文化スポーツ推進室長。

(文化スポーツ推進室長 嵯城和彦君 登壇)

○文化スポーツ推進室長(嵯城和彦君) おはようございます。議案第3号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集につきましては26頁から30頁になります。資料につきましては9頁から11頁になります。近年、まちづくりは人づくりという言葉をあらゆる場面で耳にするように、地域づくりを担う人材の育成は町政を進める上で欠くことのできない重要な課題の一つであります。このことを踏まえ、町民などにさまざまな分野の研修機会を提供するとともに、都市部の企業等を誘致し総合連携による交流を図ることで情報及び知識の情勢を促し、もってより豊かな地域づくりを実現することを目的に美瑛町地域人材育成研修交流センターを整備することといたしました。美瑛発祥の地の学舎であった旧旭小学校を、これからの地域振興及び活性化の推進に必要な人材を育む新しい学舎として活用するために施設の管理運営について条例を制定するものであります。最初に議案を朗読し、そのあと条例制定の目的及び規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは資料によりご説明をいたしますので、資料の9頁をお開きください。資料中ほどになりますが、2の施設の概要など及び3の施設の管理運営については朗読を省略させていただきます。

資料10頁の4の制定概要についてご説明を申し上げます。本条例は、第1条の目的から第17条までで構成されております。

第1条では、本施設の設置目的を規定しております。

第2条では、名称及び設置場所を規定しております。

第3条では、本施設で行う事業を規定しております。

第4条では、使用時間及び休館日を規定しております。

第5条では、使用許可について規定しております。

第6条から第8条までは、使用料の減免、使用料の返還について規定しております。

第9条から次の頁第11条につきましては、使用許可の制限、使用許可の取消し等、目的外使用等の禁止について規定しております。

第12条では、行為の制限を規定しております。

第13条から15条までは、現状回復、取消し等による損害の責任、損害賠償について規定しております。

第16条では、本施設の管理の代行などについて規定しております。

第17条では、規則への委任を規定しております。

附則の第1項は、施行期日を定めております。

附則の第2項は、事前の準備行為について定めております。

資料の説明を終わりました。議案集の29頁にお戻りください。下段から6行目になります。

附則、施行期日、第1項、この条例は平成27年4月1日から施行する。以下、第2項及び30頁の別表の朗読は省略させていただきます。以上で議案第3号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。議案第3号に対する総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第4、議案第3号は産業経済常任委員会へ付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は産業経済常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第5 議案第6号 美瑛の美しい景観を守り育てる条例の全部を改正する条例  
の制定について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第5、議案第6号、美瑛の美しい景観を守り育てる条例の全部を改正する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木政策調整課長。

（政策調整課長 鈴木貴久君 登壇）

○政策調整課長（鈴木貴久君） おはようございます。議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては33頁から42頁になります。資料につきましては別冊資料の15頁からになります。今回の提案する条例の全部改正につきましては、平成16年に景観法が制定され、国において美しい風格のある国土の形成を目指すなど、景観保全、景観形成を支援するための整備がなされました。一方、本町においてはその1年前の平成15年に美瑛の美しい景観を守り育てる条例、以下旧条例と言わさせていただきます。を制定しまして、本町の独自の景観保全及び景観形成を図ってまいりましたが、今回国の景観法に基づいた本町の景観の特性を生かした具体的な景観形成の方針、基準を示した景観計画を策定いたしましたので、旧条例の基本理念を踏襲し、かつ景観法の委任を受けた条例となるよう旧条例の全部を改正する条例を制定するものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の趣旨、規定の内容などについて説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、資料により条例の制定趣旨等について説明させていただきますので、別冊資料の15頁をお開き願います。美瑛の美しい景観を守り育てる条例の全部を改正する条例の1制定趣旨におきましては、冒頭前段に説明したとおりでございますので省略いたします。

2番目の制定概要ですが、条例の内容についてでございます。本条例は、目次第1章から第7章までの章立てで構成され、附則及び全文第1条から第32条までの全32条からなっております。

それでは条例の規定の内容についてご説明申し上げます。章の部分は省略させていただきます。

第1条から第3条には、本条例の目的、用語の定義、基本理念について規定しています。

第4条から第6条には、町民等、町、事業者の責務について規定しております。

第7条には、景観づくりに関する知識の普及等について規定しております。

第8条には、国等に対する景観づくりに関する協力の要請について規定しております。

第9条から第11条、次の頁の11条につきましては、景観計画の策定及び手続に関する事項について規定しております。

第12条から第17条には、景観法に基づく所要の届け出行為、適用除外行為に関する事項などについて規定しております。

第18条には、軽易な行為の届出について規定しております。

第19条には、空地等の管理の要請について規定しております。

次の頁でございます。第20条、第21条には、景観重要建造物、景観重要樹木の指定について規定しております。

第22条、第23条には、景観づくりに関する表彰、助成等について規定しております。

第24条から第29条には、景観審議会の組織、その職務などについて規定しております。

第30条から次の頁の第32条には、財産権の尊重、土地の買取り、施行規定などを規定してございます。

附則では、施行期日及び経過措置について規定しております。

次の頁、19頁以降につきましては、この条例の新旧対照表をつけておりますが説明を省略させていただきます。

議案集の方にお戻り願います。議案集は41頁の後段、附則からになります。附則第1項、施行期日、この条例は平成27年7月1日から施行する。以下、附則第2項から次の頁の附則第5項までの経過措置についての朗読は省略させていただきます。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。議案第6号に対する総括質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第5、議案第6号は、総務文教常任委員会付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

意義なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務文教常任委員会付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第6 議案第4号 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第6、議案第4号、美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、藤原保健福祉課長。

（保健福祉課長 藤原 悟君 登壇）

○保健福祉課長（藤原 悟君） 議案第4号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集

の31頁をお開き願います。新旧対照表は資料の12、13頁になりますのでご参照願います。この度の条例の改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、障害種別ごとに分かれていた障害児施設及び事業が一元化され、知的障害児通園施設に通所しているものは児童福祉法による障害児通所支援給付費の受給対象となり、乳幼児等医療の助成対象外になることと、乳幼児等の医療費は平成23年7月から対象者を小中学生まで全額助成を行っておりますが、健康保険法等に基づく訪問看護につきましても医療費の全額助成とするために美瑛町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第5号 美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第7、議案第5号、美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、藤原保健福祉課長。

(保健福祉課長 藤原 悟君 登壇)

○保健福祉課長(藤原 悟君) 議案第5号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案書の32頁をお開き願います。新旧対照表は資料の14頁になりますのでご参照願います。このた

びの条例改正につきましては、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に法律の名称が改正され、父子の定義が明文化されたことから美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 7 号 平成26年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第 9 議案第 8 号 平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第10 議案第 9 号 平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第11 議案第10号 平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第8、議案第7号、平成26年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第9、議案第8号、平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件、日程第10、議案第9号、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第11、議案第10号、平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第7号について提案理由の説明を求めます。



(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井典夫君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) おはようございます。議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の43頁から60頁になります。最初に議案条文を朗読し、そのあと内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をいたします。議案集の49頁をお開き願います。歳出になります。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額60万円の追加でございます。1点目は、職員研修事業でございます。職員の参加職員の増に伴う研修旅費の追加でございます。30万円でございます。続きまして公債費、渉外活動に要する追加ということでございます。

第5目財産管理費、補正額878万6千円の追加でございます。1点目は、財産維持管理事業として旧美田小学校の浄化槽修繕に伴う追加でございます。追加は10万円でございます。もう1点は、NPO法人が運営する障害者通所施設移転先の不動産の取得費の追加でございます。補正額が678万6千円でございます。2点目が、庁舎維持管理事業でございます。電気料金等の値上げに伴う光熱水費の追加でございます。190万円の追加です。

続きまして第12目諸費、補正額8万5千円の追加でございます。1点目は、十勝岳山麓ジオパーク推進事業、ジオパーク認定に向けた日本ジオパークネットワーク準会員加入に係る負担金の追加でございます。5万円です。2点目は、まちづくり寄附管理事業ということで、ふるさと納税の納付方法について今年度はクレジット納付も可能ということにいたしました。それに伴います納付者の増に伴うシステム利用料の追加でございます。3万5千円の追加でございます。

第2項徴税費、補正額47万9千円の減額でございます。上川広域滞納整理機構負担金、平成26年度負担金額の確定に伴う減額補正でございます。

51頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額25万2千円の追加です。臨時福祉給付金支給事業、この給付金の振り込み事務手数料の追加でございます。2330件分、1件当たり108円ということになります。

第4目福祉センター費、補正額11万6千円の追加です。福祉センター管理運営事業、電気料金の値上げに伴う追加でございます。

第6目高齢者福祉住宅費、補正額5万9千円の追加でございます。これにつきましても、電気料金の改定値上げ等に伴う追加になります。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額7万8千円の追加でございます。子育て世帯臨時特例給付金支給事業、給付金の支給に係る振込手数料の追加でございます。722件で

ございます。1件当たり108円ということになります。

第2目保育所費、補正額42万円の追加です。どんぐり保育園の電力料金改定に伴う光熱水費の追加でございます。

第5目児童館費、2万9千円の追加でございます。これにつきましても、電気料金改定に伴う光熱水費の追加でございます。

続きまして53頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目医療扶助費、補正額838万1千円の追加でございます。受診件数及び医療費の増に伴う医療費扶助費の追加でございます。

第6目環境衛生費、補正額61万6千円の減額でございます。大雪葬斎組合負担金でございますが、25年度の繰越金等の確定に伴う負担金の減額でございます。

第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額364万1千円の追加でございます。1点目の生ごみ肥料化容器設置補助事業でございますが、助成件数増に伴う追加でございます。1万3千円の追加。2点目は大雪清掃組合負担金、362万8千円の追加でございます。最終処分場の整備工事財源を当初は組合の方でということでしたが、町が借り入れる過疎債に変更したことによる負担金の増額と当初の組合が建設債を活用した際の町負担金及び昨年度の繰越金確定に伴う調整でございます。

第3目し尿処理費、補正額50万9千円の追加でございます。浄化センターの燃料費及び光熱水費の追加でございます。燃料単価の高騰、それから電気料金の改定に伴うものでございます。

続きまして55頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額6億4251万3千円の減額でございます。(1)、(2)それぞれ事業費確定に伴う整理でございます。(3)強い農業づくり交付金事業につきましては、交付金確定に伴う減額補正でございます。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額4570万1千円の追加でございます。多面的機能支払交付金事業の町負担金の追加でございます。

続きまして第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額7万8千円の追加でございます。(1)から(3)それぞれ電力料金等の値上げに伴う追加でございます。

第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額1488万4千円の追加でございます。地域人材育成研修施設整備事業ということで旧旭小学校でございますが、この施設整備に伴います初導備品、それから消耗品等の補正でございます。

続きまして57頁になります。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第5目交通安全施設費、補正額200万円の追加でございます。これにつきましても、電気料金の値上げに伴う街路灯等の管理運営費の追加でございます。

第4項都市計画費、第3目公園費、補正額68万8千円の追加でございます。11月22日発

生の落雷による千代田公園の公衆トイレの入り口の自動ドア等々の修繕費の追加でございます。  
なお、修繕費の一部については町で掛けております共済金の該当になりますので、その部分については諸収入に計上しております。

第9款消防費、第1項消防費、補正額126万8千円の減額でございます。大雪消防組合の繰越金及び歳出等の整備に伴う負担金の減額でございます。

続きまして59頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費、補正額178万4千円の追加でございます。給食室の機器の修繕及び食材価格の高騰等に伴う追加でございます。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額260万1千円の追加でございます。これにつきましても電気料金の値上げ、それから燃料、使用料の増に伴う追加でございます。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額84万5千円の追加です。中学校の管理運営事業ということで、明徳中学校の無線LANの不具合による更新、それから美馬牛中学校の給水ポンプの修繕による追加でございます。

第2目教育振興費、補正額27万2千円の追加でございます。中学校災害共済給付金、給付金の支給額増に伴う追加でございます。

第4項社会教育費、第3目図書館費、補正額87万6千円の追加です。図書館の管理運営事業ということで、電気料金の値上げ等に伴う光熱水費の増、そして印刷については製本費の補正に伴う減ということでございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額69万1千円の追加でございます。丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業ということで、積立金31件分でございます。この時点で累計で220件、今日の朝の時点でですね申し込みが約320件、うち入金が約300件ほどとなっております。

続きまして、歳入について説明をいたします。47頁へお戻りいただきたいと思っております。歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額7178万5千円の追加でございます。まず、普通交付税でございますが交付決定額が43億8198万9千円。今回の補正済額、補正を含めまして42億6308万5千円。したがって、財源保留額が1億1890万4千円ということになります。もう1点は、特別交付税でございます。これは多面的機能支払交付金に係るルール分の追加でございます。760万円でございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額33万円の追加でございます。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る国の補助金でございます。手数料相当分、これは全額補助ということになります。

第15款道支出金、第2項道補助金、第5目農林水産業費補助金、補正額6億2847万3千円の減額でございます。強い農業づくり交付金、交付決定額の減に伴う減額補正でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額69万1千円の追加でございます。まちづくり寄附金31件分でございます。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額115万1千円の追加でございます。国民健康保険特別会計からの繰入金の追加でございます。国保税の収入増に伴う追加ということになります。

続きまして第20款諸収入、第5項雑入、補正額61万6千円の追加でございます。1点目は町有建物災害共済費、先ほども申し上げましたが、千代田公園の落雷に伴う公衆トイレの破損に伴う災害共済金の支給額でございます。もう1点は、日本スポーツ振興センター補償金、学校授業中での子供たちの負傷等に係る給付金の補償金の追加でございます。

第21款町債、第1項町債、第3目衛生債、補正額1420万円の追加でございます。医療費扶助事業町負担金増に伴う過疎債の追加でございます。もう1点は、清掃債ということで一般廃棄物最終処分場の整備事業債ということで組合から町の方で借入れを行うということで、その変更に伴う追加でございます。

第4目農林水産業債、補正額1330万円の減額でございます。それぞれトマト、タマネギ、それぞれの事業に係る事業費確定に伴う起債の整理ということになります。

第8目教育債、補正額150万円の追加でございます。学校給食支援事業等に伴う起債の追加でございます。

続きまして、第2表の説明をいたします。46頁へお戻りください。町債の総額に240万円を追加し、総額を20億3570万円とするものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正、変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額11億8790万円、変更後限度額11億9030万円、合計、変更前限度額20億3330万円、変更後限度額20億3570万円。

44頁及び45頁の第1表は説明を省略いたします。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、藤原保健福祉課長。

（保健福祉課長 藤原 悟君 登壇）

○保健福祉課長（藤原 悟君） はい、議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は61頁からになります。最初に議案条文を朗読し、その後に内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに歳出からです。議案集の65、66頁をお開きください。歳出、第1款総務費、第1項徴税费、第1目賦課徴収費、補正額3万3千円の減です。上川広域滞納整理機構への国保税分引き継ぎ金額の減により負担金を減

額するものであります。

第2款諸支出金、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金、補正額115万1千円の追加です。平成25年度会計検査に伴い一般会計の繰出金を行うものであります。

次に歳入のご説明をいたします。63、64頁にお戻りください。歳入、第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額111万8千円の追加です。平成25年度会計からの繰越額の確定により繰越金の整理を行うものであります。

62頁の歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、今野水道整備室長。

（水道整備室長 今野聖貴君 登壇）

○水道整備室長（今野聖貴君） おはようございます。議案第9号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては67頁から72頁になります。初めに67頁をお開き願ひます。今回の補正は、北海道電力の電気料値上げに伴い下水終末処理場に要する光熱水費の増額をお願ひするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。71頁をお開き願ひます。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目終末処理場管理費、補正額103万3千円の増です。北海道電力の電気料値上げに伴い下水終末処理場に要する電気料の不足額を補正するものです。

次に、歳入の説明を行います。69頁にお戻り願ひます。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額103万3千円の増。

68頁の第1表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） はい、室長そのまま。

次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今野水道整備室長。

○水道整備室長（今野聖貴君） 続きまして、議案第10号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては73頁、74頁になります。初めに73頁をお開き願ひます。今回の補正は、北海道電力の電気料値上げに伴い浄水及び配水施設等に要する光熱水費の増額をお願ひするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、収益的支出についてご説明申し上げます。次の頁、74頁をお開き願います。支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額23万1千円の増。北海道電力の電気料値上げに伴い浄水及び配水施設等に要する電気料の不足額を補正するものです。以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これで4案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。4案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する総括質疑を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

休憩宣告(午前10時35分)

再開宣告(午前10時50分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第7号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第7号についての質疑を行います。議案集の49頁及び50頁、初めに平成26年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費、

説明欄の(1)財産維持管理事業、用地購入費事業678万6千円について伺いたいと存じます。

先ほどの提案説明等で本件事業は、障害者の方々のための就労支援事業所の開設を支援するためと聞いておりますが、事業の内容など具体的な詳細について伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) この補正予算に関しまして、事業内容ということでお尋ねですの  
でお答えしたいと思います。現在、NPOの方で障害者の就労支援事業というのをやっているところ  
ですけれども、その事業をですねいろいろな諸般の事情によって移転する計画があったとい  
うことで、こちらの市街地の方に移転を希望しているということでもあります。そのことから栄町

3丁目周辺をですね候補地としまして、そしてそこに土地と建物を取得して、NPOさんの方に活用していただくかということをお計画しているところであります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 障害者の皆さん方はですね、元気で働くことができる就労継続支援事業所はですね、関係者の皆さんにとりましてなくてはならない非常に大切な場所であってですね、今後も引き続き本町内で継続開設されることが強く求められていることと存じます。そこでですね、本町のこのたび土地、建物は施設になるということでございますので、だいぶ建物も老朽化しているというふうにも聞いてもおります。ですから、改装あるいは改修事業などの内容や予定はどのようなことになるのでしょうか、再度伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) 今、候補として考えているところでありますけれども、議員のおっしゃるとおり老朽化が進んでいる建物かなというところもありますので、その改修計画についてでありますけれどもNPOさんの方が主体となってですね、そして国の福祉に関する交付金を活用させていただきながら、そして解消していきたいというような計画を今立てているところです。これは、あくまでもNPOさんの方で行うということでもあります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 最後に1点ですね伺いたいと思います。今申し上げましたように、非常に関係者の皆さんにとりましては継続的なこの事業が行われていくことは大変望ましい、望まれている事業でございます。土地、建物がこのたび本町の施設となるわけでございますので、本町自体が改装を行って間違いなくですね継続開設がなされていくというようなことは検討されないのでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、この施設につきましては、いろいろ検討させていただきました。NPOという運営組織ですから、実は経済的な基盤というのはあまり強い団体ではないというふうに見ています。ですから、町といたしましてはこういった地域にとって重要な活動を維持していく上で、これからもやはり町としての一定の支援等をできるのかどうかということであり、今議員がご指摘の部分について、いろんな検討をしているところであります。今の段階ではですね、国の補助また道の支援等、こういったものがどこまでいただけるのかということをよくにらみながら、また一方では商工会等でも融資の関係、こういった部分についてもいろいろと調整させて

いただきながら、我々としてはこのNPOが何とかしかり、町民の方20名以上この施設の中で働いたり、施設を活用しているということでもありますから、そういった継続的に運営できるようなそういう方向性を町としても、この用地の部分ばかりでなくて全体的に見据えながら応援していきたいというふうに思ってます。ただ、やはり事業体でありますので、全ておんぶに抱っこというような形で町がするということとなりますと、これはやはり事業体としての責務という部分について、我々もやっぱり共有していただかなきゃならないという思いもありますので、今の段階ではそういう状況の中で検討してると。ただ、この土地と建物については、町の方で責任を持ってあげるのがやっぱり福祉政策からも良いんじゃないかということで、今回この部分について提案させていただきましたけども、議員ご指摘の部分については、今後いろんな状況等を踏まえて、また議員の皆さん方には説明をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、11番角和議員。

○11番（角和浩幸議員） 11番角和でございます。私も同じく第2款、第1項、第5目、全く同じ用地購入費についてお尋ねをさせていただきます。今、詳しいご説明ございました。NPO法人の事業に対して町で土地、建物を整備するということと理解しております。NPOでございます。民間でございますので、民間の活動に対して町が支援していくということについて交渉があったと思います。そしてその上で、町の方で土地、建物を整備するんだという結論に至ったと思いますが、交渉の経緯につきましてご説明いただきたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） ここに至った経緯でありますけども、NPOさんの方から交渉と申しますか、そういうような情報の出し方ではないということでもあります。まず、先ほど重複すると思いますが、今現在国道の向こう側の方で今現在運営をしております。先ほど町長からのご説明もありましたように、30人切れる程度の方がそこを利用しているということです。諸般の事情によって、そこを移転しなければならなくなってきたというようなお話をこちらもお伺いしましたので、何とか福祉的な観点からそういったことに対しての支援ができないかなというふうに考えたところであります。市街地の方に来ることによりまして、例えば町民の方とより深いふれあいができることにもなりますし、そこでいろんな外食と言いますか、お弁当を作ったりということも計画をしておりますので、そういったことによって障害のある方々がより充実したような仕事ができるんじゃないかなというような考え方から支援をしたいという町の方の姿勢であります。以上です。

（「はい」の声）



○議長（齊藤 正議員） はい、11番角和議員。

○11番（角和浩幸議員） はい、分かりました。申し上げますけど非常に良いことだなと思っております。官民の協働による福祉の取り組みという面で、大変良い取り組みである。また、実績のあるNPOさんでございますので、美瑛町の福祉の増進ますます図っていただきたいなと大きく期待する立場でございます。ただ、ただって言いますか、心配なのはNPOさんでございますので、他のNPOがじゃあうちうちもと、美瑛町さんちょっと支援してくれよということになってしまった場合に、やっぱり個々に対応していかなければならないかなというふうにも思っております。そういう意味で意欲のあるNPOさんをより応援して、美瑛の中で活動していただくためにも、民間の方が町の支援を仰ぎながら活動するということにつきまして、町が土地、建物あるいはハード面で整備で応援していくということにつきまして一定のルールといいますか、要綱といいますか、なりを作られた上でNPOさん呼び寄せることにも繋がるのかなとも思っております。そういうような官民共同の福祉のあり方のルール作りにつきまして、お考えを伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） 今回この補正予算をお願いするに至りました経営につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりであります。ルール作りということでもありますけども、例えば社会福祉法人に対する助成に関しましては条例というのが規定されておりますので、その中で助成対象ということを考えていけるのかなと思っております。ただし、NPOに関しましては、議員のおっしゃるとおり今のところ何も規定がないということになります。今回は総合的な判断でこのような支援をさせていただくという形になりました。議員のおっしゃるとおりですね、今後より一層いろいろなNPOさんが活動しやすくなるような環境も考えていかななくてはならないと思っておりますので、内部的にそういったような規定を検討していきたいというふうに思っております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） NPOの関係と福祉法人等、今課長の方から整理して答弁をいたしましたけども、NPOという組織自体に対してですね認定という基準が、福祉法人とそういったものとは相当違うところがあります。ですから財政基盤ですとか、活動基盤ですとかそういったものが非常にNPOの場合はまだ確立されてない部分が多いということで、今の段階ではやはり総合的な判断をしながらやっていくのが良いじゃないかというふうに思ってます。東北の震災あったときの例えば旭川の方からもNPOが、非常にNPOの基盤というものが見えない中で不祥事等が起こっておりますし、我々としてはできるだけやはり地域と密接に関われるそういうNPOとい

うような、そういう組織の認定もしながらですね実績も見、そしてまた経営者、さらには町民の方々との関わりこういったことも見ながら、今の時点ではこういった総合的な一定の方向で検討していくべきだというふうに考えてます。ただ、議員ご指摘のとおり、そういった今後NPO等の活動に対する評価の基準等が確立する中で、我々もそういった制度等を含めて検討していくということは、やぶさかではないと思っております。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） はい、2番森平です。私からは第1項総務管理費、12目諸費、十勝岳山麓ジオパーク推進事業についてお尋ねします。今回、初めて公式な場でジオパークと文字で出てきましたので、内容について少し伺いたいと思います。今回、準会員加入ということの負担金ということなんですけども、将来的にジオパーク認定に向けた取り組みを進めていくというふうに理解しておりますけども、ジオパークというものはどういうものなのか。それから、認定されることでどのようなメリットがあって、それを通じてどのようにまちづくりに生かすことができるのかについて伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） 今回、補正でお願いいたしますのはジオパークネットワークの準会員ということでございます。これは上富良野町、美瑛町2町がですね協議会というものを将来立ち上げてましてですね、そして認定を進めていくということになるわけでございます。その前段としてですね、必須条件として準会員にならないと。そして、1年間準会員としての活動に参加していくというような、そういう条件があります。したがって、準会員の年会費は10万円でございます。それぞれ5万円づつ上富良野町と美瑛町で折半をして今回お願いをしたというのが、まず1点でございます。全員協議会の中でも一度、説明をさせていただいております。基本的には、十勝岳を中心としてですね十勝岳の過去の太古の時代からの活火山の今日に至るまでの経緯、そういったようなジオですね、そのジオから派生した今日のこの丘陵地帯、上富良野、美瑛町両町ですねそれを一つのジオストーリーとしてテーマを作ってですね、そしていろんな部分で展開していく、まちづくりに展開していくというそういう考え方でございます。そのテーマ等々については、これから1年間準会員としてですねジオパークネットワークの中で、参加していく中でそれぞれ方向性を作っていくということになります。先般、町民センターで防災の講演会をさせていただきました。その中で、教育大学の和田先生からいろいろジオについて説明があったかと思うわけですが、その中で具体的にテーマというものが見えてくると、美瑛町は美瑛町のジオサイト、それから上富良野町は上富良野町のジオサイトそれぞれあるわけです。

例えば本町でいえば望岳台、それからこの美瑛町全域の丘陵地、それから現在国で進めております砂防施設ですね減災施設、そういったようなものも全部なりますし、まずは青い池も当然そういったものにもなっていくということで、全てのものがジオに結びついていくと。それから上富良野町でいえば、例えば泥流地帯ですか、大正噴火のときの泥流地帯、これは小説になってますけども三浦綾子先生の作品でございますけども、ああいったものも当然ジオサイトになりますし、土の館なんていうのも非常にこれは魅力のあるものだというようなことを言われております。そういったようなものでというようなことで、これがこうなんだというものではなくて全てジオに繋がっていくと、そういうようなものです。1番大きなものは、これは官が中心になってやっていくというものではなくてですね、民間の方々が、住民の方々がそれぞれ自分たちの活動を通してですねジオパークというものを盛り上げていくと、それが基本的なスタンスになってきます。そういった意味で27年度に向けてですねまず準会員として、そして27年度は1年間他のジオパークのいろんな活動等々を参考にしながらですね、これは私どもそれぞれの職員がというのではなくてですね、それぞれ先生の専門ですとか専門の方ですとか、それからこういったものに興味のある住民の方々だとか、そういった人たちが参加していただいてですね、そして協議会を設立していくというような方向になります。そして、これの大きな違いは世界遺産だとかありますけども日本ジオパーク、そして世界ジオパークというように世界にもつながるわけですけども、そうしたからといってそれを規制されるというものではありません。このジオパークというものを冠にしてですね、いろんなまちづくりに展開していくと、活用していくというのが1番大きな違いになりますので、開発がどこか規制されるだとかですね、そういったようなことは一切ないと。それともう一つは、そういった国の制度の部分でございますけども、なかなかこれスタートして6年ぐらいでございますので、うちの町の日本で最も美しい村連合よりも歴史が浅い、まだそういった取り組みでございますから、今後どういうふうに展開していくかはちょっとわかりませんが、ただ、何も無いところでの事業を展開していく中では、当然そういったことが目的にあるという部分ではですね順位等々も当然上の方にも位置付けられるであろうというふうなそういう期待は持っております。いずれにしても、町長も昨日ご答弁の中で申し上げておりましたけども、やはり白金を一体として新たな展開を図っていきたくと。その中でのジオパークというものを有効に活用してまちづくりの中に取り入れて、そして展開していくという考え方でございますので、そういった方向の中であと2年ぐらいかかるかと思っておりますけども、認定に向けてですね取り組んでいくということになります。それともう一つは、大きな方向が示されたのはですね国の防災の中での国の基本計画の中で全道で47、24時間指定火山があるわけですけども、十勝岳は当然その中の一つであると。その火山を有している近隣の自治体についてはですね、できる限りジオパークの認定を受けるようにということで、予知連の会長さんの方からそういった法律の方でですね、国の計画の方でそういう位置付けがされたので、それについては進めていた

だけるようお願いしたいというそういった国からの要請もありますので、そういったことも踏まえてですね進めていきたいということでの今回は第一歩としての予算措置だということでご理解をいただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、丁寧にご答弁いただきましたので大変内容は理解できました。これがまちづくりに生かされるように期待するところでもあります。次に、ちょっと伺いたいのはですね、ジオパークというと博物館のようなものもあるかと想像するんですけども、そういった施設というものも想定されているのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 石井課長。

○総務課長(石井典夫君) いかにも美瑛町に、上富良野町に、それぞれいろんな所から観光に来られた方々が、またジオパークを見に来られた方が、体験したい方々がすぐ目に付くように、やはりできる限りPRという部分は大事な部分でございますので、当然白金温泉の方から考えますとですね例えば観光センターですとか、それから火山情報センターですね、それからインフォメーションセンター、町の方に来ればですね観光案内所であります四季の情報館ですとか、さまざまな施設の中にジオパークという部分のコーナーは設けていく必要があるんだろうと思います。それから、ジオサイトとして指定したところについてはそういった表示、そういったものも当然これから出てくるんだろうと思います。ただ、施設だけではなくてですね例えばウォーキングコースを作るだとか、それから白金の方でも自然体験といいますか、それぞれ野鳥の森の方向に向けてのですね一つのウォーキングコースを作るだとかですね、あそこでいろいろ事業展開されている自然体験をやられているところの方々もいらっしゃいますけども、そういったような取り組み全てがジオの中に結びつくということになりますから施設だけという考え方ではない。施設も当然ありますけども、そういったソフトの部分が特に大きくウエートを占めてくるんだろうというふうに理解しています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、分かりました。このジオパークですね私ちょっと分からないですけど、手を挙げれば簡単に認定されるものなのかどうなのか分からないですけど、認定される可能性というのはいかがなものなんでしょうか。それから、認定に向けた今後のスケジュールというものが、どういった形で進んでいくのかについて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、石井課長。

○総務課長（石井典夫君） 認定を希望すれば100%認定になるかと言いますと、それは中にはならないものもあるんだろうと思います。そうならないように、認定を受けれるようにそれぞれの要件をクリアしていきたいというふうに思ってます。その前段として、来年ジオパークネットワークに準会員として加盟をしてですね、その中でいろんな活動に参画、参加をしながら、併せてその中で十勝岳のテーマ、ジオのテーマというものをきちっと位置づけてですね、そしてテーマに沿ったいろんな肉付けをしていくと、そういったことで2年ぐらいは掛かるんだろうと、最低でもですね。そういったことになろうと思います。来年、ジオパークネットワークの中での全国大会というのがあるということなんですが、そこで大体、十勝岳のジオパークについての基本的な考え方というものをプレゼンをしなきゃならないというので、ある程度の形は決まってくるんだろうと。それを受けて、今はこれはあくまでも予定でございますけども、28年度にはですねそれぞれのジオパークの判定委員と言いますかね、専門の先生方がですね美瑛町、上富良野町、十勝岳周辺にですね来られて、そしてそれぞれプレゼンに合った内容についてですねそれぞれチェックをされていく。そして最終的に認定の合否が付くというような、そういうスケジュールになります。ですから、最短でもやはり2年は掛かるのかなど。認定には、希望申請はしたけどもなかったというようなことにはならないように、しっかりとやっていきたいというふうに思っています。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） ジオパークの総体的な、なぜこういうことに取り組んでいくのかということとを私の方から一つだけ話させていただきますが、ジオパークの登録を受けて何かやろうという考え方は、大きな目標は特にありません。ただ、美瑛町のまちづくりの中でやはり説明材料としては、例えば丘のまちの丘の景色が一体どうやってできたの。そうすると、やっぱり100万、150万年前の十勝岳の継続する噴火でこの景色ができたんだというようなこと。それから青い池のようなもの、野鳥の森とかですね、そういった火山と共生するという地域説明にやはりジオパークは必要だろうというふうに見て、これまでもちょっと見てきました。それで今回、国の方もジオパークの部分について火山が御嶽のようなこともあって共生する地域づくりに動き出す方向も出てますんで、美瑛町としてこの部分について取り組んで良いんでないかということで今回提案等をさせていただいてます。それで、今これからの考え方としては、インフォメーションセンターやはりあの施設を新しく造るということじゃなくて、施設を有効に活用するという意味でもインフォメーションセンターがこのジオパークの展開の説明をしていく拠点なるんでないかなというふうに見てます。それからもう一つは、今ヤフーとの連携の中で美瑛町地元学、びえい学というようなテーマを持っていますけども、やはりどうしても火山との共生という部分について地元学のそこから切り離せないもんですから、やはりジオパークのようなテーマを若い人から高齢

者の方まで美瑛町をどう学ぶんだというこれからの教育的な取り組み、また文化的な取り組みにこのジオパークを入れていくということは必要になるんでないかなというふうに思っているところでもあります。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、10番福原議員。

○10番（福原輝美子議員） 10番です。2款、1項、2目、今のジオパークの件、この間16日のジオパークの十勝岳の講習を聞いていたところが、すごくお勉強になりました。十勝岳を持っているということで、美瑛町はすごく良い講話でしたよね。その中で一つだけ、昨日また一般質問の中で白金という地域を元にした今後の予定っていうか、今後こういうふうになるんだっていう町長のお考えでしたね。そのお話を聞きながら、今現在、自然は自然で良いんですけども自然の中に青年の家の下の方にキャンプ場があります。キャンプというのは、もう我々私たちの年代ではキャンプなんてちょっとほど遠いようなんですが、若い世代の親子関係っていうのは随分まだキャンプは必要なんです。まだ家族連れでキャンプという行動に入って遊びっていうか、家族のサービスっていうか、そういうようにされるんですが、あのキャンプ場にはのっぺらぼうな平らなんですけども、今よそのキャンプ場に行くところとある設定はしてあるんです。普通は、昔を言うとキャンプということはテントを持って、張ってキャンプをするっていうのが昔からのキャンプ場だったんですが、今はある程度、屋根の付いた場所っていうのが、よそのキャンプ場に随分あります。美瑛町もすぐにそういうふうじゃなくて、今後そういうふうなよそのキャンプ場のようなキャンプ場にしていだけたら、美瑛町もまだ白金の方にも上がるお客さんがいらっしゃるんでないかなという考えもありますんで、一つ考えの方もよろしくお願いします。ジオの中で。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） ジオパークの事業等を進める中で白金地域ばかりでなくて、本町全体で地域づくりの方向性を探る。今福原議員さんが言われる部分については、美瑛町にとって重要な案件でもあります。そんなことから、今までも美瑛町についてはこういった取り組み先進的にやってきましたので、その先進性が逆に後からやってくる人はやっぱり後の方のやり方がありますんで、その辺のギャップが出てるんだらうなというふうに今伺っております。今後の需用等、いろんな方向を探りながら今のご意見等を参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の51頁から41頁まで、第3款民生費及び第4款衛生費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の55頁及び56頁、第6款農林水産業費及び第7款商工費についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、2番森平です。私からは6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、この目全体について伺いたいと思いますけども、今回タマネギ、トマト、この施設で大幅な金額の変更があったということですけども、その内容、それから経緯について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大西農林課長。

○農林課長(大西能正君) 私の方からこの増減についての説明をさせていただきたいと思います。26年度の当初予算でトマトの選果施設につきましては総事業費6億5千万円、国費強い農業づくりで3億2500万円の要望をしておりました。タマネギ集出荷貯蔵選別施設につきましては、当初予算総事業費が8億1128万8千円、国費4億564万4千円の要望をしておりました。ですが国の採択基準がございまして、本年度につきましてはトマトについては実際に国費が付きましたのが1億217万1千円。タマネギにつきましては、これ1度手を挙げますと国の補助が付いても付かなくても、この年度でやらなきゃいけないという制度でありますので、タマネギにつきましては今年度は予算付きが難しいということでございましたので、今年度の予算の施行される間際で手を下ろさせていただきまして、次年度以降で再度申請をしたいというふうに農協さんの方と詰めた中でですね手を下ろしましたので、今年度につきましては農協さんの方で今年度の必要な部分、最低の部分の整備をするということで1億6120万円の事業費を農協の単独費でもって整備をするということで進めております。それに伴いまして本町の方の農業振興の補助といたしまして、トマトにつきましては当初国費を除いた残りの3分の1ということで1億833万円見ておりましたけれども、トマトの国費が減額されたことによりましてその残りの3分の1ということで1億7927万円。タマネギにつきましては、今年度必要な部分の整備ということで1億6120万円の3分の1以内ということで4833万円の補助をさせていただくということで、今回の補正の提案をさせていただいたところでございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長（齊藤 正議員） はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） 分かりました。今お話を聞きますと、タマネギの選果施設がかなり最低限のもので整備したというふうにお聞きしましたけども、加工用タマネギ、生産者も注目している品目の一つだと思うんですけども、今現状で今後の振興に影響はないのか、見通しについて伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） 大西課長。

○農林課長（大西能正君） タマネギにつきましては、本年度から3年間で200ヘクタールの加工用タマネギの作付面積の増を図るということで農協の方で計画をしております。今年度につきましては、約76ヘクタールほどの作付面積があったということもございますけれども、これの加工に係る機械の新設を今年度図ったということで、今年度の収穫の部分の加工等については影響がないというふうに考えておりますし、次年度以降につきましては次年度の予算の中で国の補助を受けながら整備をしていきたいということで話を受けておりますし、次年度に向けての要望を提出しているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） はい、分かりました。次年度以降に一回手を下ろして持ち越したということもございますけども、見通しと言ったらなかなか分からないかもしれませんが、国費での補助金の見通しはいかがなものなのか。それから、それに対するですね町のタマネギに対する支援についてどのようなお考えをお持ちか伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、大西課長。

○農林課長（大西能正君） 国費の部分につきましては国の採択基準がございまして、非常に今のタマネギにつきましては、本町では今まで加工タマネギは過去には生産していた時代があったようでございますが、昨年までは食用タマネギの方で生産をしております、ここの部分の新たな施設整備という部分では非常に採択基準の当確ラインのところ非常に厳しい状況であるということもございます。これにつきましては高額な施設でもございますので、ぜひ国費が受けられるような基準に乗れるような本町の営農計画といいますか、そういったものが作れるかどうかといったところを今農協と詰めておりますけれども、これにつきましても実績が問われますので非常に未来の農業のどういった形を描くかといったところにつきましては、かなりシビアな実績を問われるということで、あまり良いことばかりも書けませんので、その部分で何とか国費の部分については対応していきたいと思っておりますので、国費のいかんに関わらずタマネギについては200ヘクタール増反をしていくということで今農協の方でがんばっておりますので、そこにつ



きましては今後その推移を見ながらということで検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の57頁から60頁まで、第8款土木費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の47頁及び48頁、歳入全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の46頁、第2表地方債補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の43頁から45頁まで、平成26年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 45項の2の歳出も良いんですか。

○議長（齊藤 正議員） はい、良いです。

○7番（花輪政輝議員） 大丈夫ですね。すいません。ちょっと逃しましたものですから、この歳出の中ですね教育費。教育費の教育振興費なんですが補正額27万2千円なんですね。第3項中学校費。中学生の事故、けがなどの補償金で27万2千円が補償金として出ております。そんなに中学生の事故やけがなどの内容や具体的な詳細について伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、宮崎課長。

○管理課長（宮崎敏行君） 教育費の中学校災害共済給付事業27万2千円の増額の内容について、ご説明申し上げたいと思います。登下校から授業中などに発生した子供たちの事故につきまして共済事業を行っているところでございますけれども、実績と言いますか、これまでの発生した件数

につきまして本年度10月末の内容でございます。事故等の発生が4月から10月までで16件、共済の給付件数が27件でございます。具体的には部活動中の、または体育の授業中に捻挫、打撲が多い内容でございますが、骨折もございました。補正の内容につきましては本年骨折事故2件ございまして、この2件が入院を伴うものでございましたので増額となったものでございます。部活動につきましては、バスケットボール、卓球、サッカー、野球部で発生いたしました。昨年に比べまして、授業中または部活動中の件数は減少している状況でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。全体的な中学生の事故、けがなどは対前年と比較しては減少しているという報告でございますが、子供たちの未来がある、子供たちの将来がかかっておりますので、今後の再発防止などのためにどのような検討をされているのでしょうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、宮崎課長。

○管理課長(宮崎敏行君) 事故の発生に関しまして、学校では事故を起こさないように注意を払い、指導しているところでございます。しかし、本年度に入りましても例えば部活のとき、または試合のとき含めまして選手同士の接触、またはスキー授業などのときに危険を避けるために、避けたときに自分みずからが転倒して捻挫、骨折をするような事故も発生してございます。これにつきましては、子供たちが部活やそういった授業に最後まで諦めないで一生懸命に取り組んだ結果として考えておりますし、授業中につきましても個々に応じた指導や準備運動などの徹底を行って途中で起きてしまった事故だというふうに考えているところでございます。その対策といたしましては、当然事故の未然防止に努めなければいけません。各学校におきましては設備の点検、そして授業、指導の徹底に取り組んでおりますけれども、引き続き子供の体力や技術に応じた指導、そしてこれまでと同じように準備運動や水分を摂るといった安全対策にも努めて、配慮していきたいと思っております。当然事故が発生した場合、速やかに対処すべき行動もとるというふうに考えております。また、指導に当たってなんですけれども、こうした事故の未然防止と併せて生涯に渡ってスポーツを楽しむ、親しむこういったことができるよう、今後におきましても校長会などを通じて登下校から授業、そして部活、また登下校中の交通安全も含めまして、再確認しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号についての質疑を行います。議案集の61頁から66頁まで、平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予

算事項別明細書歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

次に、議案第9号についての質疑を行います。議案集の67頁から72頁まで、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号についての質疑を行います。議案集の73頁及び74頁、平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文及び補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。4案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、4案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第7号から議案第10号までの4案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号から議案第10号までの4案件についての討論を終わります。

これから日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、平成26年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(齊藤 正議員) 午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告(午前11時38分)

再開宣告(午後 1時00分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第12 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第12、議案第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 議案集75頁、議案第11号について提案理由の説明を述べさせていただきます。固定資産評価審査委員につきましては、地方税法第423条において固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するため市町村に固定資産審査委員会を設置するとなっており、委員は当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するという規定になっております。今回、現委員であります高橋祐昌氏でありますけれども、来年の年が明けまして1月15日に任期満了となります。これまで9期27年間、この職を務めていただいて美瑛町のまちづくりに大変なご尽力をいただきました。長く固定資産となかなか出番が見えない部分もあったり、内容も難しいところもありますけれども、ご活躍をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。高橋氏におかれましては他の委員等も歴任されておられますので、今後とも町行政運営にご指導ご支援を賜りますことを心からお願い申し上げ、お礼を申し上げますところであります。

今回そういうことで、新しく任命をさせていただきたいと、選任をさせていただきたいということではありますが、選任をお願いを申し上げます小杉氏でありますけれども、小杉石油店の今代表取締役ということで平成6年からそういう役割を持たれております。また、行政関係等につきましては商工会の青年部長、それから商工会の理事を歴任しておりますし、まちづくり委員会の委員、そしてまた美瑛町健康と福祉のまちづくり委員会の委員等も務めていただいております。人

格識見に優れた方という認識を持って今日は提案させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。朗読をいたします。

(議案の朗読を省略する)

どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は同意することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第12号 請負契約の締結について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第13、議案第12号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、武井経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 武井一真君 登壇)

○経済文化振興課長(武井一真君) 議案第12号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案集は76頁になります。商店街コミュニティ施設整備事業につきましては、平成26年の8月臨時会におきまして予算補正をいただき、交付金を有効活用するために地域活性化実行臨時交付金を充てることとして、その1工事を9月議会で議決いただきました。11月の臨時会では繰越明許の議決をいただいたところであります。今回提案する議案につきましては、工期を年度をまたがりまして平成27年6月15日までとさせていただきます。請負契約の締結につきましては12月9日に入札を執行し、株式会社清水組と仮契約を締結しております。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第12号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第13号 美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第14、議案第13号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木政策調整課長。

（政策調整課長 鈴木貴久君 登壇）

○政策調整課長（鈴木貴久君） 議案第13号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては77頁から83頁になります。国が定める過疎地域自立促進特別措置法に基づき、本町では平成22年度から平成27年度までの5年間想定される事業につきまして過疎計画を策定し、議会のご承認をいただき過疎対策事業債の借入れを行い、各種事業を実施してまいりました。今回、現計画に新たに十勝岳防災対策に係る本文の修正及びその対策に係る事業名などの追加をさせていただきたく、また、それぞれの区分項目ごとの事業名に8事業を合わせて追加させていただきたく議会の議決を求めるものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

変更する内容につきましてご説明申し上げます。次の頁、78頁になります。別紙でございます。左欄が変更前、右欄が変更後の内容となっております。事業名の追加がない場合は、変更後の事業内容欄の事業のみを申し上げます。事業名の追加を伴うものには、変更後の事業名と事業内容欄の事業についてのみ申し上げます。まず、産業の振興では、事業内容、タマ

ネギ集出荷貯蔵選別施設整備補助事業の追加でございます。同じく下段、産業の振興で加工向けタマネギ振興対策補助事業とその説明内容の追加であります。次の頁、79頁をお開き願います。区分、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、事業名、テレビジョン放送と難視聴解消のための施設、事業内容、難視聴解消事業の追加であります。次の頁、80頁をお開き願います。生活環境の整備では、事業名、(3) 廃棄物処理施設、ごみ処理施設、事業内容、一般廃棄物最終処分場整備事業の追加であります。同じく下段の生活環境の整備で町有物件解体事業に学校プールを追加するものであります。次の頁、81頁をお開き願います。区分、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、福祉バス整備事業とゲートボール場整備事業の追加であります。下段の区分、集落の整備では、事業内容、北瑛会館前通路改修事業改修工事とその内容の追加でございます。次の頁82頁でございます。10その他地域の自立促進に関し必要な事項では、⑤十勝岳の防災対策の本文の後段の記述を改め、修正を行うものでございます。下段の⑤十勝岳防災対策に新たにエとして有事に備えた防災施設の充実を図るを追加するものであります。次の頁、83頁をお開き願います。同じくその他地域の自立促進に関し必要な事項の事業内容に十勝岳望岳台避難シェルター建設事業を追加するものであります。以上、それぞれの区分、項目ごとの事業名に8事業、十勝岳防災対策に係る本文の修正及びその対策に係る事業名の追加でございます。以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第13号の件を採決します。議案第13号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 報告第1号 専決処分について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第15、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、山田住民生活課長。

(住民生活課長 山田厚誠君 登壇)

○住民生活課長(山田厚誠君) 報告第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案書の84頁になります。第3回美瑛町議会臨時会において議決をいただきました北町団地1号棟建設工事において、土壌の中に埋まっていたアスファルト舗装や埋設物の撤去を行うため設計変更を行ったものです。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたことを報告するものです。以下、議案の朗読をもってご説明に代えさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

(「はい」の声)

はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) はい、9番。専決処分に関しては3件出てますんで、この案件だけではないですけども、絶対に提案されてないことまで言うわけにいきませんので順次聞きたいですけど、専決処分っていうのはルールに従って300万円以下の請負については議会に報告されるいとまがないから専決処分したよっていうことで、今までも当たり前のようになってきている。私は、専決処分が駄目だっていう発言ではなく、要するに専決処分したら遅滞なくやはり議会にも報告する機会が、わざわざ臨時議会開かなくてもね直近の議会で報告するっていう手段もあったのではないかと、そういうふうを受け止められるわけです。私は以前にも専決処分に対しては、ルールに従ってやってるんだから良いんじゃないかだけでは駄目じゃないかという意見も出したことと私は記憶してるわけなんですけど。今回はどうして報告が遅れたか、まずそこら辺聞かしていただきたい。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、山田課長。

○住民生活課長(山田厚誠君) 北町団地の1号棟の建設工事につきまして埋設分のアスファルト、それから埋設物の撤去等の内容で工事が1月の24日まで工期がありまして、その間に再度埋設物等が出てくるとさらに設計変更があるということもあって11月の臨時会では報告していませんでしたが、穂積委員がおっしゃるとおり近隣の議会において報告すべきだったということをお詫びいたします。なお、それ以後の埋設物については無かったということで今回の報告とさせていただきます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、9番穂積議員。



○9番(穂積 力議員) 徹底的に詰めていく気持ちはないですけど、ただね、想定して報告が遅れたっていうことには、やはり議会对策とまでは言わないけれどね、もう少し我々を信用して、とりあえず今後出る可能性もないわけでないけれども、とりあえず専決処分したよというやはり進め方を希望しているということだけは肝に銘じて、今後専決処分に当たって対応をすべきだと思うんですけども、決して住民課だけの問題ではないので、私は1番先に提案されたから言いましたけれども、そこら辺は少しは和らげて、そんなこと言ったら駄目だな。もう少し緊張して対応していただきたい。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、山田課長。

○住民生活課長(山田厚誠君) 私どもも今後はこのようなことがないように、十分注意をしながら進めていきたいと思っております。今後については、変更があった場合に即座に議会の方に報告するよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

#### 日程第16 報告第2号 専決処分について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第16、報告第2号、専決処分についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三田村建設水道課長。

(建設水道課長 三田村尚樹君 登壇)

○建設水道課長(三田村尚樹君) 報告第2号、専決処分についての内容につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては85頁になります。平成23年度より道路改良舗装工事を進めております本事業は6月10日に入札を執行し、平成26年第4回美瑛町議会定例会におきまして議決をいただいたところであります。今般の工事におきまして概数として発注しておりましたが、アスファルト廃材、すき取り、抜根物の一般及び産業廃棄物に対し処理数量が確定したことにより4万3200円の増額になったことから、10月10日に専決をさせていただき報告する

ものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) 先ほどの課と同じような、やはり報告の遅さっていうのが私の所管する課だから甘やかすわけにいかないの、あえて言いたくないけど言わせていただきます。やはり初めて私が発言するわけでありませんで、本当に今後のね運営に正面から気を引き締めて、別にルールに違反しているって言ってるんでないですよ。やはり報告が甘い。そういうことで同じことですので、以下同文ということで受けとめてください。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、三田村課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) はい、これからこのようなことはないように肝に銘じて実践していきたいと考えております。今回は大変申し訳ありませんでした。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

---

#### 日程第17 報告第3号 専決処分について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第17、報告第3号、専決処分についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三田村建設水道課長。

(建設水道課長 三田村尚樹君 登壇)

○建設水道課長(三田村尚樹君) 報告第3号の専決処分についての内容につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては86頁になります。平成25年度に実施設計を行い、本年度よ

りセミフラット方式の歩道拡幅、電線地中化、道路改良舗装工事などを進めております本事業は4月30日に入札を執行し、平成26年第3回美瑛町議会臨時会におきまして議決をいただいたところであります。今般の工事におきましては、概数として発注しておりましたアスファルト廃材、コンクリート廃材などの産業廃棄物の処理数量及び舗装工事にて冬期施工を想定した路面ヒーター運転費を計上しておりましたが、産業廃棄物の処理数量の確定及び早期に工事が進捗したため、路面ヒーターを使用せず舗装工事を実施できたことにより21万6千円の減額になったことから、12月8日に専決をさせていただき報告するものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

---

#### 日程第18 所管事務調査の申し出について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第18、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長齊藤幸一議員、産業経済常任委員会委員長穂積力議員、議会運営委員会委員長山家慶治議員から、所管事務調査を行うため閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については、各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので了承願います。

---

## 閉会宣告

---

- 議長（齊藤 正議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成26年第8回美瑛町議会定例会を閉会します。
- 

## 閉会挨拶

---

- 議長（齊藤 正議員） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。予定どおり年末議会終了することができました。心よりお礼を申し上げる次第でございます。今年的美瑛町総じて言えばですね災害も少なく、また農産物の出来等もまあまあ、そんなことでまあまあ年だったのかなというふうに思うところでございます。ただ、豚のですねPEDが出たということからですね、本当にあれも最小限に治まったからまだ良かったのかなあ。豚の出荷等もですね始まったということでございますから、それらの影響もですね本当に被害に遭われた農家の皆さんにはですね心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思うところでございます。インフルエンザ等もですね札幌等では早くから出たようではありますが、まだ我が町にはですね、そう広まっておらんということでございます。また、火曜日からはですね寒波が来るといような予報もあるところでございますが、町民の皆さまはですね、それぞれ体に十分注意をしながら良い年末を迎えられますよう心よりご祈念を申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

午後1時28分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成27年 2月26日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 森平 真也

議員 角和 浩幸